

災害時等における移送協力に関する協定書

彦根市

〇〇〇〇

災害時等における移送協力に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、要配慮者等（高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する者等）の移送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対して協力を要請する要配慮者の移送を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者を福祉避難所、医療機関等に移送する必要があると判断した場合は、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する事業用車両による要配慮者の移送業務
- （2）その他要配慮者の移送に必要な業務

（協力の範囲）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲内で協力を努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けて移送を実施したときは、終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定により要請のあった移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に費用を乙に支払うものとする。

(旅客および第三者に対する責任)

第7条 乙は、その移送車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客または第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 乙は、乙が雇用している運転者が移送の協力中に、死亡、負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）を適用し、補償を行うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は、継続するものとする。

(訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は、協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年6月00日

甲 彦根市元町4番2号

彦根市長 田島 一成 ⑩

乙 彦根市〇〇町〇〇〇番地

事業者名 〇〇〇〇〇会社

代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

様式第1号（第4条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

彦根市

㊞

「災害時等における移送協力に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請を必要とする状況

2 要請の内容

| 協力の内容 | 移送人員数 | 移送期間 | 移送区間 |
|-------|-------|------|------|
| | | | |

3 その他必要な事項

- ・ 問い合わせ先
- ・ 電話
- ・ FAX
- ・ 担当者

様式第2号（第5条関係）

報 告 書

年 月 日

彦根市

様

事業者名

代表者名

印

「災害時等における移送協力に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

| 実施日 (期間) | 事業者名 | 移送人員数 | 移送回数 (延べ数) | 従事人員数 | 従事車両数 |
|-------------|------|-------|---------------|-------|-------|
| | | | | | |

2 その他必要事項

- ・ 問い合わせ先
- ・ 電話
- ・ FAX
- ・ 担当者